

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	(仮称)札幌博物館展示・事業内容に関する補足調査業務
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課
選 定 事 業 者	株式会社丹青社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、平成30年度に策定した「(仮称)札幌博物館展示・事業基本計画」で示した、想定諸室構成や展示物の展開について、今後の諸計画策定に必要な内容を補足調査するものである。</p> <p>当該業務は、今後策定する諸計画の基礎となる資料として、令和2年度に実施予定のPPP/PFIに係る検討を開始するまでに終わる必要がある。上記事業者は展示・事業基本計画策定に関する検討業務の受託事業者であり、展示・事業基本計画について熟知しており、本業務の遂行に不可欠な業務実績や知見、検討経過の蓄積を併せ持っていることから、限られた時間の中で遂行できる唯一の業者である。</p> <p>また、経費の縮減が図られるほか、業務の継続性の確保等により、本業務を確実に円滑に遂行できる。</p> <p>以上の理由により、当該業者への委託は契約の目的を達成させるために必要不可欠であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和元年7月10日